

緊急雇用創出事業補助金交付要綱

平成 27 年 5 月 29 日 27 労雇第 57 号産業労働部長通知

(趣旨)

第 1 この要綱は、現下の雇用失業情勢等に鑑み、市町村（広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ）が離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業及び被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、及び長野県内の災害救助法適用地域をいう。以下同じ。）において生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する事業並びに経済の成長力の底上げと好循環の実現を図るため、若者、女性等の雇用機会の創出を図るとともに、賃金の上昇等の在職者の処遇を改善する事業を実施する経費に対し、予算の範囲内で緊急雇用創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の経費及び補助率)

第 2 補助金の経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

経 費	補助率
1 市町村が行う次に掲げる事業の実施に要する経費 (1) 失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供するために、民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「民間企業等」と総称する）に対する委託により行う事業であって、(2)①以外のもの（以下「緊急雇用事業」という。） (2) 介護、医療、農林、環境等の成長分野における新たな雇用機会の創出・提供及び震災等の影響による失業者（被災地域に所在する事業所を離職した失業者又は被災地域に居住していた求職者（以下「被災求職者」という。）若しくは平成 23 年 3 月 11 日以降に離職した失業者。以下同じ。）に対する雇用機会の創出・提供のために、民間企業等に対する委託により行う次のいずれかの事業（以下重点分野雇用創造事業）という。） ① 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業又は、短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、重点分野（介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光及び地域社会雇用の分野並びにこれらの分野を支える基盤としての教育・研究の分野をいう。以下同じ。）又は県において地域の成長分野として設定した 4 分野（産業振興、福祉・子育て、情報通信・安全、教育（重点分野に係るものを除く。）・文化の分野をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「重点分野雇用創出事業」という。） ② 失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに	10 分の 10

応じた人材育成を行う事業であって、重点分野又は県において地域の成長分野として設定した4分野に係るもの（以下「地域人材育成事業」という。）

- ③ 東日本大震災等の影響による失業者（被災地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者（以下「被災求職者」という。）もしくは平成23年3月11日以降に離職した失業者。ただし、平成25年度以降新たに事業を開始する場合にあつては、被災地域及び被災求職者に限る。さらに、平成26年度に新たに事業を開始する場合にあつては、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内の災害救助法適用地域並びに青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者（以下「新被災求職者」という。）に限る。また、平成27年度に新たに事業を開始する場合にあつては、岩手県（洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市に限る。）、宮城県（気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区、若林区、太白区に限る。）、名取市、岩沼市、亘理町及び山元町に限る。）及び福島県（以下「被災三地域」という。）で行う事業であつて、岩手県、宮城県及び福島県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は居住していた求職者（以下「被災三県求職者」という。）に限る。）に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行う真に必要な事業であつて、(4)以外のもの（以下平成26年度開始分までは「震災等緊急雇用対応事業」、平成27年度開始分は「震災等対応雇用支援事業」、両者を合わせて「震災等対応雇用支援事業（旧震災等緊急雇用対応事業）」という。）
- (3) 被災地域において被災求職者の安定的な雇用機会を創出すること及び地域で若者・女性・高齢者・障害者が活躍できる雇用機会を創出することを目的として、高齢者から若者への技能伝承、女性、障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立により雇用創出が期待される事業であつて、民間企業等に対する委託により行う事業（以下「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」という。）
- (4) 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であつて、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業であつて、民間企業等に対する委託により行う事業（以下「起業支援型地域雇用創造事業」という。）
- (5) 失業者に対する地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援又は短期の雇用機会を提供した上で行う、地域のニーズに応じた

<p>人材育成及び就業支援並びに在職者の賃金引き上げ等の処遇改善を目的として、事業者が行う販路拡大等の取組み支援のために、民間企業等に対する委託により行う事業（以下「地域人づくり事業」という。）</p> <p>(6) 失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成のために、自ら実施する(1)及び(2)のいずれかの事業。ただし、(2)①及び②については、該当する委託先がない場合に限る。</p> <p>2 市町村が自ら行う、前項に掲げる事業に係る周知及び広報並びに事業の運営に要する経費</p>	<p>10分の10</p>
---	---------------

(補助金交付の条件等)

第3 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（知事の指示する軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに知事に報告して承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときも含む。）は、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
- (3) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (4) 国の緊急雇用創出事業実施要領に定める基金事業の終了日までに終了する事業であること。

(交付申請書等)

第4 規則第3条に規定する申請書は、緊急雇用創出事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急雇用創出事業計画書
- (2) 補助事業に係る市町村の歳入歳出予算事項明細書の抄本

3 前2項に規定する書類の提出期限は別に定める。

(変更等の承認申請書)

第5 第3の規定による承認は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 第3の(1)の場合 緊急雇用創出事業変更承認申請書(様式第2号)
- (2) 第3の(2)の場合 緊急雇用創出事業中止(廃止・完了期限延長)承認申請書(様式第3号)

(実績報告)

第6 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、緊急雇用創出事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第12条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 緊急雇用創出事業実績報告書
- (2) 雇用実績報告書
- (3) 雇用実績内訳書
- (4) 経費内訳書
- (5) 労働者の募集に関する書類
- (6) 検査調書の写し（第2の表の1の(1)から(3)で定める事業の場合）

3 前2項に規定する書類の提出期限は、事業完了の日から起算して15日を経過した日(第3第2号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して15日を経過した日)又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第7 補助事業者は、補助金の交付（概算払いを含む。）を請求しようとするときは、緊急雇用創出事業補助金交付（概算払）請求書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

(書類の経由)

第8 規則及びこの要綱の規定による書類は、所轄地方事務所の長に提出するものとする。

(申請書等の様式)

第9 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年2月26日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成21年10月23日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成22年1月28日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成22年11月26日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成23年5月2日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成23年11月21日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成24年12月28日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

(様式第1号)

第 号
平成 年 月 日

地方事務所長 様

市町村の名称及びその長の氏名 印

緊急雇用創出事業補助金交付申請書

[緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業、震災等対応雇用支援事業]
[生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業] [起業支援型地域雇用創造事業]
[地域人づくり事業]

緊急雇用創出事業補助金交付要綱第4の規定により、上記補助金の交付につき、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称と目的
- 2 交付を受けようとする額
- 3 事業の着手及び完了予定年月日
- 4 添付書類名
 - (1) 緊急雇用創出事業計画書
 - (2) 市町村歳入歳出予算事項明細書の抄本

(注) 事業名は該当する事業を○で囲むこと。

(様式第2号)

第 号
平成 年 月 日

地方事務所長 様

市町村の名称及びその長の氏名 印

緊急雇用創出事業変更承認申請書

[緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業、震災等対応雇用支援事業]
[生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業] [起業支援型地域雇用創造事業]
[地域人づくり事業]

平成 年 月 日付け 指令 第 号で補助金交付決定の
あった平成 年度緊急雇用創出事業について、下記のとおり変更したいので申請
します。

記

1 変更する事業内容

2 変更理由

3 交付を受けようとする額

既申請額	円
変更申請額	円
差 額	円

4 添付書類名

- (1) 緊急雇用創出事業計画変更書
- (2) 市町村歳入歳出予算事項明細書の抄本

(注) 事業名は該当する事業を○で囲むこと。

平成 23 年 5 月 2 日以前に重点分野雇用創出事業の震災対応分野として交付決定を受けて
いる場合は、重点分野雇用創出事業とすること。

(様式第3号)

第 号
平成 年 月 日

地方事務所長 様

市町村の名称及びその長の氏名 印

緊急雇用創出事業中止（廃止・完了期限延長）承認申請書

[緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業、震災等対応雇用支援事業]
[生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業] [起業支援型地域雇用創造事業]
[地域人づくり事業]

平成 年 月 日付け 指令 第 号で補助金交付決定の
あった平成 年度緊急雇用創出事業を下記の理由により中止（廃止・完了期限延
長）したいので、御承認くださるよう申請いたします。

記

1 中止（廃止・完了期限延長）する事業内容

2 中止（廃止・完了期限延長）理由

3 中止期間又は廃止年月日等

中止（完了期限延長）期間	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日まで
（廃止年月日	平成	年	月	日）

4 添付書類名

(注) 事業名は該当する事業を○で囲むこと。

平成23年5月2日以前に重点分野雇用創出事業の震災対応分野として交付決定を受けて
いる場合は、重点分野雇用創出事業とすること。

(様式第4号)

第 号
平成 年 月 日

地方事務所長 様

市町村の名称及びその長の氏名 印

緊急雇用創出事業実績報告書

[緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業、震災等対応雇用支援事業]
[生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業] [起業支援型地域雇用創造事業]
[地域人づくり事業]

平成 年 月 日付け 指令 第 号で補助金交付決定の
あった平成 年度緊急雇用創出事業について、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 事業の名称
- 2 補助事業実績額
- 3 事業の完了年月日
- 4 市町村から委託先に対する新規雇用の確認方法（委託事業の場合）
（書類審査・面接調査など、雇用状況の確認のための調査方法や、確認した書類名等について記載する）
- 5 添付書類等
 - (1) 緊急雇用創出事業実績報告書
 - (2) 雇用実績報告書
 - (3) 雇用実績内訳書
 - (4) 経費内訳書
 - (5) 労働者の募集に関する書類
 - (6) 検査調書の写し（委託事業の場合）

(注) 事業名は該当する事業を○で囲むこと。

平成23年5月2日以前に重点分野雇用創出事業の震災対応分野として交付決定を受けている場合は、重点分野雇用創出事業とすること。

(様式第5号)

第 号
平成 年 月 日

地方事務所長 様

市町村の名称及びその長の氏名 印

緊急雇用創出事業補助金交付（概算払）請求書

[緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業、震災等対応雇用支援事業]
[生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業] [起業支援型地域雇用創造事業]
[地域人づくり事業]

平成 年 月 日付け 達(指令) 第 号で補助金の額の
確定（補助金交付決定）のあった平成 年度緊急雇用創出事業補助金を下記のと
おり、交付（概算払）してください。

記

1 交付（概算払）額
金 円

事業の名称	確定（交付決定）額	支払（概算払）額			残高
		前回までに支払を受けた額	今回の請求額	計	
	円	円	円	円	円

2 振込口座等

- (1) 金融機関名
- (2) 預金の種類
- (3) 口座番号及び名義人

(注) 事業名は該当する事業を○で囲むこと。

平成 23 年 5 月 2 日以前に重点分野雇用創出事業の震災対応分野として交付決定を受けている場合は、重点分野雇用創出事業とすること。